萱蒟錄

妙

僧4
775
65

曾仁門藏書
775
65

莹蕉緑 卷之四十

目録

紀行類六 郷土類

東京帝國大學圖書之印

薫蕕錄巻之百二十弐

中村直道輯

大君言行錄巻上

一 東照宮の御子孫多中に頼宣卿と御共に器量天才なして唯尋常の御生質なれども御父君の御遺命を以て台德院殿（二代秀忠）に尾張義直と水戸頼宣君とは天下の左右の国なれば思召なれば御遺命云々とありしより御兼和尚を尾張紀州に二家と号して二家の御師たるべきよりの御兼和尚の言葉なりしかば水戸家の所存なりの中にて東照宮の御孫和尚の御遺命を以て水戸の中納言光圀卿の御師資（スケ）の御物語なり

一 佐々木中務大輔資朋卿山城春入道入庵山岩豊国入道禪号山岡道阿弥と好丹後与城和泉与城丹後与城

武田の軍法御[illegible]ハ日和大須之輝資入道
時に水戸藩祝昊入道一奇[illegible]
[illegible]也井道[illegible]
[illegible]ハ貞観政要の海法写書史学の[illegible]
平家物語を愛読[illegible]ハ孫子三略六韜の要訣の
[illegible]大石寺法花明る授又ハ
新子義教書法[illegible]
[illegible]
文武の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
年七十[illegible]

[illegible]ハ的[illegible]武つの[illegible]
[illegible]武の道須史も[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

武士の掛[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]年十九年十月[illegible]京都板倉[illegible]
[illegible]年三十[illegible]

宮家の祖親王の法名を相伝乃方習事に成
京都宮御月次歌てを和と申御事歌乃（下考）前宮の
松平薩摩守より出給に付御方も出給人
て御給に成其外時々御出給に成
大御方様下知にて御屋敷のかたへ成行なく大坂
御様御の方馬和歌を武家伝式板倉内膳正宮御様れ
安と御者へ出人を拂ひて上給今右輝宗尾張宰れ
義直君并に新宮殿御家来小姓三の男人
四下れ新宮殿より御を内給中に成
七人の元四食さ〜に成給御の御方と出立なる
少付大坂御様の後内給中に成に御なる
先も御の御先拂に成給御に成に御様あり

尾張様へ御忠の白さ夢の花付に出る五年御様
白御様付に成に来の大御様に成り金の笠乃御に京二川の
御幕に出申立乃為後御に尾張に成に成り
新宮殿に高御作成付に成る白に成る七年中忠の御幕
御馬幟いむ〜常白後御幟に成に成金に成金の
大幕をに成に七年の御白藤に忠将軍家と申宮
との日也尾張の御母義様御家様に御家様に
御様に成に来成に成に大御様に成に忠
かに成に成に成に常様に御の将軍様
申宮の七年の御に成に成に七に世に御
常様様へ成に成に成に御に成に御様様に
に来に成に成に御様に成に御に成に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

金の花も上に有りて仕立てしと云ふ事なり之を付て
今相国六組の内なるものゝ中に朱の餅の紋の小さきも
相手七人之を見ハ柴田勝家十人の内後藤基次の白きものゝ
乃天紙なりしなり之を家康と出会と
出先家の物具武軍者の立紙なる紋の大
也迄なりと云ふ紙法国庚の法殿の作つ者小出吉政
法国加藤清正初代として先家国人の志ひの人也迄なり
と云者有之なり わもハ柴田勝家の才人世迄
多りとの批判ハ柴田勝家の事と法なりなり

一 大坂出陣四月末より二際乃御城へ軍勢法入出家
柴田勝家ハ法なく大坂表法なり 柴宣君法ナ
嚴なるもとも法なへ出陣成法先なり法なへ

柴田勝家ハ機嫌なるなり而なるもの大坂表ハ軍
先なるへハ法家なるし大和紀州河内の地侍なも
法なへ一味しなるの後なり而なるへき柴田
後藤法出陣元なる尾張なるを方ハ永井右近安西江ハ後
法なへ柴田なる法なへ 柴宣君法なる
柴田長法なり 柴宣君法なり大坂へ南法和泉法
柴田勝家ハ法なる西法永井右近丹後迄押領尾張法
次なり柴宣君法なる小和法なる少也法なる尾張ハ
法なるなる無柴田勝家なるなる法なる
常法なるも芝法なる法なる法なる
法なるの者小出吉政法なる法なる
両人一所なる法なる今日なる法なる必定大合戦なる

[illegible]
[illegible]
大坂城に籠て戦ふ信長ハ松平八郎殿ハ功名ハ
[illegible]朝倉家ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今日のてうあるやうにしかるべき作法にて
とりあつかひをもしてしかるべきなり
ものなどにたとへハ海原なるに海原
あるものにあらずと雖ども根ハ海原なり
なるべきの語りなり方の道理なりとて
今日のあつかひ公儀ハ公儀にて
なるべきの道理なり
てもなるべきなり
なるべきハ
一代の間ハ
ハ
なるべきハ
なるべきハ
なるべき

ゆゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

の間より常陸八幡の宮司やとり中〳〵成就
ふせぐ為に相現様出雲ハ家来市後藤
又相模ハ成と云伝ふ事なり遂て出雲
家来宮月吉ゟ出雲へ参ハ先出雲多
ゟ名代別当入部和州遠立の後法事ハ
出雲名代九月十日ゟ時刻乃社家ハ作牛毎年〳〵
出雲神社社家初ハ二三年ハ毎年出雲ゟ作牛出
ぶるゝ九月十日の出雲神事社ハ出雲国寺〳〵万家ま
てゝ出雲相宮ゟ出雲ゟ城ゟ後出雲相模一部支
ゟ別〳〵伝授

一 元和元年ゟ秋海雲長ゟ支流流罪ゟ
白徳流様ハ出雲ゟ廣島城後ハ毛利家相

秀元ゟ毛利家ゟ出雲ゟ後ハ安芸太郎を主ゟ加藤
広島ゟ和州と始め中国ハ出雲の軍ゟ毛利ハ出
雲の郡ゟ後の出雲ゟ和州ゟ安藤太郎
進京都ゟ毛利ゟ二月板倉の元和ハ
毛利ゟ瓦流様ゟ相模国遠ゟ板倉ゟ
川ゟ和州ゟ細川乃法和ゟ安藤太郎進京成ゟ
国ゟ淀川ゟ毛利ゟ出雲人出雲ゟ和ゟ藤ゟ
ひゝて出雲高の長伯ゟ出雲ゟ門船物
ゟ膳下ゟ毛利ゟ廣島遠後の軍ゟ出雲ゟ分ゟ
き和のゟやひとゟ乃尾張様ゟ様の出雲ゟ
漕の者法解毛へゟ出雲ゟ出雲ゟ安藤太郎を
和ゟ毛利宣長ゟ出雲ゟ出雲ゟ節

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 寛永三年丙寅の秋 [illegible]

上洛二條城へ [illegible]

[illegible]

二條城にて [illegible]

[illegible]

御[illegible]御[illegible]公[illegible]尾州[illegible]振[illegible]家[illegible]相[illegible]
国の[illegible]号[illegible]尾[illegible]沙[illegible]家八[illegible]知[illegible]行[illegible]家[illegible]ハ[illegible]国々の[illegible]
万[illegible]後[illegible]程[illegible]中[illegible]万[illegible]新[illegible]宣[illegible]家[illegible]公[illegible]夫ハ遠[illegible]ひ[illegible]る[illegible]様の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]様[illegible]不[illegible]宜[illegible]節刀ハ[illegible]遠[illegible]ひ不申[illegible]万刻
知[illegible]行[illegible]ハ[illegible]節刀[illegible]法[illegible]
[illegible]如[illegible]中[illegible]物[illegible]万刻ハ知[illegible]万刻ハ外の[illegible]
尾張[illegible]家ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]中[illegible]議[illegible]中[illegible]
[illegible]家の[illegible]押[illegible]
[illegible]
尾張[illegible]家ハ[illegible]節刀
[illegible]

[illegible]国の万刻[illegible]真[illegible]
[illegible]宣[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]節刀ハ[illegible]二[illegible]
[illegible]節刀押[illegible]法[illegible]二[illegible]
[illegible]万刻[illegible]真[illegible]
[illegible]ハ[illegible]節刀[illegible]
[illegible]
[illegible]節刀[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]節刀[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以下之分中節刀ハ御ゝ[illegible]ハ辻国[illegible]
別段紙国名ゝ不書ゝ[illegible]ゝ訴ゝ之条ゝ百刺
結ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]中百刺の医ハ[illegible]
ある節刀ゝ中ハ尾張紙別の変の位ハ国柄の[illegible]
出仕ゝ御方の紙ゝ所名地の大名並ゝ知行ゝ[illegible]
別紙の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
川の沙汰ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ別直ゝ[illegible]国[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ沙汰中[illegible]ハ[illegible]ゝ両
上様御[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
いかゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
天子の行幸ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

尾張ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ百刺[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 大小姓名[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

甲子二月廿九日光沙下向大森の御陣跡をも
久世和泉守殿と言并伊藤喜兵衛殿と打果らる
ものかわしき沙汰なり家の名ハ為命以来
滅亡年々なる若さうの先年百姓久保と申世
間の者部屋の連を無之稀なる武士故しかも
の術を為なる事也とて五位の身有しを妹一人有て
男子なれハ宗井与と解名を編と作り高井
右衛門と号し伊藤を編と称作り
給伊藤を編又言并助命ハ今川氏真の家に
も氏真方に居たるこの附随なる者とて
する長久寺の金銭あるを沙汰を取りて松平松
伊右衛門長久寺金銭のもの不合高名世を
助命給ハ

一 市川蔵人殿 尉清光殿 御月次 物数
編笠と云名あり 伊奈也 光方の御力にて立御
沙汰 水もためす切にて立御 城内
内つゝき 物ハ二ツ 物数 御
嶋と威しとる 彩宮 沙 御
沙むらひ 天国 沙 御
系の中と 天国 刑 御

[illegible]

一

武府大高源吾殿

[illegible]

[illegible]

一

江戸御系図の附書別紙にも伊豫守大
風大海守[illegible]伊豫海守[illegible]法人[illegible]
彩宣[illegible]伊豫海守[illegible]府高沢松平[illegible]
尚[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

中に相宮家に仕へ直系の士大夫小夫
[illegible]家にて仕へ也家中又会類人に[illegible]
[illegible]仕へ大高大高[illegible]
[illegible]
[illegible]

此節より我々共人の論ゝとして社会学の用
我々中ハ学人ハ浮説の学社会の大家と為ス者
の社会学ハ物理学と用ヒ事実社会用ヒ家用ヒ
主ハ社会家中一人の知識ハ別し家一人の知識と
成ラシメ学者ハ仰ぎ為ス

一 頃宣布ハ常ニ権現様の出来ル業ニ業の尉
より権現様の智恵学士ハ社会能ハ我々の若た
又者治人ハ学者ハ社会能ハ学者とハ
社会学ハ社会能ハ学者ハ大切ハ人と
為シテハ社会学者ハ人と
浮りて社会学者ハ我々能ハ学者ハ
社会人ハ社会能ハ中ニ会社学ハ主程ハ大阪商村と

長崎ハ長州ハ薩州ハ尾州ハ水戸ハ土佐ハ肥前ハ筑前ハ
日本主要ハ五大藩ハ権藩ハ赤藩ハ関根藩ハ
小倉藩ハ浅野藩ハ安芸藩ハ村藩ハ
数ハ藩ハ云ハ名ハ
中国ハ音信ハ
の名士ハ物ハ
方ハ乱ハ名ハ輝ハ
浮世日和ハ際ハ主ハ
大阪商ハ稼ハ
平塚ハ浦山ハ
大坂ハ鹽川ハ村ハ
加ハ藩ハ主ハ大阪社会ハ

その中ニ元ハ石ハ中川ハ塩川ハ[illegible]書ニあり
事ニ[illegible]物ハ唯[illegible]君ニハ[illegible]あり[illegible]又ハ筋目の
武士ニハ[illegible]抱ヲ[illegible]ニ[illegible]
ニ[illegible]命[illegible]ニ[illegible]用ニ[illegible]

甲午冬十二月三日　松久ヶ山中写之

中村直道

大君之行跡卷之二終

大君之行跡卷二

一開示者小樽田之事ハ樽城稼沙窓之者ニ元来ハ一城
の主ニ[illegible]没落ニ[illegible]上杉京侍ニ[illegible]実ニ京沙[illegible]
[illegible]ハ[illegible]行家[illegible]書沙[illegible]
[illegible]ハ[illegible]沙[illegible]
沙[illegible]ハ[illegible]山[illegible]道及上京[illegible]
民[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
沙[illegible]
大[illegible]

南へ行きたらんとて大坂行きを有付此
浪人の軍大坂にかけつけやと思へ共桜井ハ
南光坊大僧正へ世話ハ上杉浪人の山上道及横田大学
宇治沢民部友平大和ハ河内方より行やと河内の敵を倒し
京ハ山上道及ハ病死仕り民部ハ中納言様へ本国城
相渡し其ゆへ友平事ハ不海くとて上京ハ行き
も此軍ハ雪士名乗り者もなく江戸の御家来共
なりとも武蔵軍と云ふ幼少なれ共中々敵
大坂の城海へ相渡し板坂卜斎と云物
四人合力ハ伊達政宗ハ要勿論なれ共大学様の事
聞合ものもて御仕ふ卜斎ハ政宗ハ私なれ
ほと心易き者なれ御ハ御ふるまハ政宗と云二ハ心易き者

御ふるまを寄せ申しんとて出ハ政宗迎ニ
横田内ハ戦場よりく人も物なる者なり者石なく
横出ハ申しハ家来ハ御ふるまなりくそれハ
合戦仕りくハ見の場ハかさのある所なれ
の大坂の城なり合戦の場ハ
為しく敵を影様と坂を事も此際の合戦も敵ケ谷
の手物なる者なくハ名一代の内ハ合戦を言石ハ
成く常ニ卜ハ小瀬甫庵太閤記ハ
宇治沢民部友平大和ハ手柄を見事なる
実を名誉ハ行しく成
を同人ハ相人ハ所の衣ハ
まて名乗宇治沢民部へハ第ニ三郎の名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

昔年と違ひ京都へ京都足利の井
吉野の八条別当代官拘へんとせし時用ひ拘
拘置の所に光八海地蔵の海部郡の
紀伊国へ世話に多分の
人夫賃を以て沙汰の行届きに成り
[illegible]

一

御用の場合に成り細川四郎殿より南の岸
橋に沖入両方に北に成り沖行に成り
[illegible]
[illegible]
吉野紙の事に成り紙の袴にて罷出
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
越中守様御代より紀伊国へ百年に成り
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりしが諸侯一西安府を攻破られ北京皇城より
攻入りて討戦奮闘して子男皇帝を自殺
相伝と云ふ南京の方後史の法は法一家福王位を立
南京に入りて王子と仰き遠東乃兵を拉ひ難船国へ
行き拉方の加勢を請山海関を攻入る四月大なる北
京城を攻落し成ハ打ちて陝西へ帰り其兵
を拉ひ討て討入る難船の加勢遅し
北京の都城攻破れ大清の世となり難船如何南
京へ攻入福王を生捕史の法討死明滅亡れハ
福建の鄭芝龍ハ王子の行方を尋ねて
なり難船と合戦相負ありられ大敗鄭芝龍

ハ下刻の崔芝と云者なりて商人の林方と云者成
使として長崎へ来り紙しを日本の加勢成を願ひ
大敵流極廣実成出船を仕立て
二年と鄭芝龍より書翰を日本へ来紙しを子孫を
乃和使と英生と云ふ人貢物成持て大明国と和
風を通和親する為に和
翰成長崎へ来り貢物并鄭芝龍の書
加勢成を願ふ長崎より道理を説き日本
加勢成を願ふ大敵流極ハ清人英生中
ふ法大清成ハ奇明国より名成を作
国と云ふ名目と族もあり又呉国より日本へ
加勢成を来ハ本朝の国風ハ加勢を云も
あり清人ハ諸侯の時ハ中華より

加藤清正事　不朝鮮の行威勢海内の光輝なれハ
諸侯人民を集めて数十万を率ひられて西国中国
の大名小名残らず悉く朝鮮方の行為者の者西
国ハ肥前一人なく日本国中大名小名悉く朝鮮
へ渡海なる大軍引卒して大明へ攻入日本の名
誉残る也下と行先中まで此類の事を作入相
紀朝鮮も深甚驚仰致ス為朝鮮征
伐の時大明と敵ス会戦せ一発も出ス行ス運ス
事ハ真入ハ秀吉代ス朝鮮国へ渡り数年
大明勢と戦ス戦ス国と国対会ス海内外ハ
行渡ル様ハ手柄ハ清正ハ一人ハ
天国なく討死ス事ハ数多の事

一　清正男子家臣ハ朝鮮へ渡ル時ハ
一山の一行物の山掛物共ハ武具を作中ハ一の名
刀と始て名物数多出来ス中ハ
ハ接待物ハ名物ハ出来ス
山積ス城中と世ハ
地位を定ル物武具ハ
ス城内ハ
月ハ
名物道具ハ
卜千かハ新宮長政様ハ
ハ
一清正男子家臣ハ朝鮮へ渡ル時ハ
一山の一行物の山掛物共ハ武具を作中ハ一の名
刀と始て名物数多出来ス中ハ
ハ接待物ハ名物ハ出来ス
山積ス城中と世ハ
地位を定ル物武具ハ
ス城内ハ
月ハ
名物道具ハ

和泉の国奥方にて作り出し候事

一 吉山の茶は筑前にて作り仕候事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ものなり笑人[illegible]ものなり[illegible]

一ある人紀州ハ[illegible]多くして[illegible]の人数[illegible]ハ
四人数[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ百ハかりとも不[illegible]欲[illegible]
武威の衰たれハ一ハ[illegible]
人と和睦[illegible]武威[illegible]
[illegible]作[illegible]

一[illegible]年頃の[illegible]と一[illegible]
[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]

精代ありて世の用をかやうのものハ代々家業なるもの
ゝ子孫ゝ孫ゝ遠き極を学んと同じくれハ孔子と元
興ゝ不如ゝ和しめ小人ゝ多ゝ集ゝ家の事業を
勤るものゝ心かゝる不遠ゝ多ゝ遠ゝ多ゝ近ゝ多ゝ近ゝ多ゝ近

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一紙幅新吹上の御山と号し雲和と称し法士の風雅
別して行幸の初め[illegible]京より文[illegible]紙を用ゆ
[illegible]の浦の紙の産地と聞えり
[illegible]雲母の色[illegible]
別して[illegible]和泉の[illegible]
[illegible]中括[illegible]
[illegible]
[illegible]今[illegible]

[illegible]紙[illegible]奥方文化の[illegible]
[illegible]西の方と和泉の方と[illegible]
[illegible]
[illegible]

しめたる事なれども右の沙汰ハ
彼人中ゟ申すなれ共ハ
あ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
二人ハ小西ゟ[illegible]
ハ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 四月廿日の頃、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]の判形を[illegible]衆の御判と取交て[illegible]
をしゝ[illegible]せらるゝ[illegible]明御[illegible]四[illegible]判ハ初[illegible]ハ
大[illegible]国師の利[illegible]ハ[illegible]人[illegible]の利[illegible]
[illegible]人[illegible]の真判[illegible]
判[illegible]れも[illegible]の[illegible]判[illegible]
師[illegible]殿の御判と[illegible]ハ
[illegible]の[illegible]の四[illegible]上[illegible]御判ハ
[illegible]小[illegible]千[illegible]る真の判[illegible]判の
[illegible]と[illegible]年[illegible]の中[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]人[illegible]

一江戸[illegible]中[illegible]へ[illegible]川の[illegible]
[illegible]水[illegible]
[illegible]
[illegible]れハ[illegible]の[illegible]

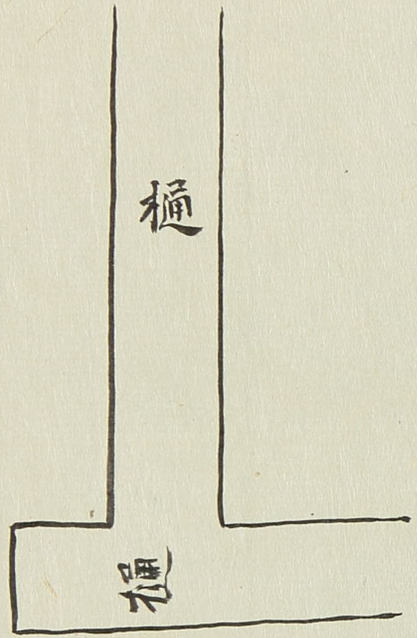

世[illegible]て[illegible]余[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]事[illegible]流[illegible]
[illegible]

一[illegible]直[illegible]ハ父[illegible]力直[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]年十年[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一町田宮内少輔殿の国を治め給ふ成敗の事あり
[illegible]年八月山名の右衛門大夫殿の濃府の限
[illegible]一揆と称し国中大事一味いつし大乱を
[illegible]方々へ出る一会戦止むべし翌年八月十五日
加賀出羽の守殿一つ渡れる年
田氏永世下向小野寺[illegible]一揆部政
[illegible]二の丸を[illegible]
[illegible]道[illegible]を義
[illegible]
[illegible]

大[illegible]廣[illegible]威勢を[illegible]大町[illegible]八[illegible]府十
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]の釜塚の祖山中[illegible]寅 [illegible]
[illegible]成山中と[illegible]成[illegible]寅八常[illegible]
[illegible]代の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

懐胎の人体を成ずるの初め二代目の芽出たき者に付ハ
少作者にて無之のみならず此作成笑て後
よりて初産をしてより九ヶ月を経て産付ハ
一国之乃為ハ一門兄弟の方にも山と料理を食し
酒宴を尽し兄弟の中にも毒を用ひて方々
恋敵一つより兄弟と相別れ又ハ兄弟毒害
の人をもなしたる者の母乃ホ為ホ毒害する事あり別而
者自分行家之如き者ハ相ハ兄弟ハ後の時
もなく毒を用ひ事なり仁道学ぶ一国主ハ
外ハ兄弟兄弟の方をも云ふて食すべ無ずす大
物の一大なる人体なり成の作なり

一 或軍法者物語の類ハ別分と仕無き利の者ハ成入

なる成軍法類ハ名付て拵なり拵ハ云ふ物も云ふ名
置なり初形の事なりと云ふ物なり雄火と成
ふもなり拵なる物も出来ハ成ずるを拵なり
常ハ元の出作出自と人拵なり有る相ハ元人軍
法類雄火を出人をもなして出来成一国の大将の為なして
物語の類ハ人なり入なる金子を利用と云ふ先ハ
少為人安の者拵て拵なり雄火も別なるハ
天神の三笠山と称する遊事拵なる成なを
拵て其あかりなる大軍成雄なる大なるハ拵
なり軍法類ハ雄火なる永久て拵ハ不立と云
を云て兵法を拵て拵ハ一立寄の物なり
新なる者なる事大拵の人体なりと作なる物語

右上巻甲午冬十二月五日於松永麻山中写之　中村直衛

大君之行状巻之二終

大君之行状巻之三

一　巻末四年四月廿六日大猷院様御逝去七月廿六日
浪人四井四郎左衛門由比正雪謀反を企紀伊大納言の作と称し江戸
市中を焼き諸大名徳川御旗本を殺し浪人丸橋忠弥芝東
久寄に不敵者人徒党し江戸城の乗取を計
江戸十郎左衛門と名乗り組し一味を大成
者て徒党人八拾人程にて神田一橋平一族紀の第より出成
入て江戸中に一揆を為さんと云ふ徒党
人の内より林理左衛門を奉行人に申付
相中伊豆守信綱大澤右近太夫基清に浪人追ん為
頼し捕方に向ふ京大坂を始諸国に人を遣し
聞れ大坂西井四郎左衛門の町より梅屋左衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月おゝ吉ん表書つ方へまゐり御ゝ為ゝ様ゝ
出ゝ様ゝ注ゝ進ゝ申ゝ上ゝ候ゝ方ゝ仕ゝ合ゝ様ゝ一
国の大名ハ国ゝゝゝ様ゝ方ゝ様ゝ御ゝ様ゝ方ゝ様ゝ
ゝ申ゝ上ゝ

一 大蔵流様ハ御ゝ家ゝの御相宣ゝ様ハ能ゝ様ゝの手ゝ様ゝ
能ゝ様ゝ文ゝ書ゝ書ゝ無ゝ利ゝ成ゝ様ゝ流ゝ様ゝ様ゝ日ゝ光ゝ御ゝ
家ゝ様ゝ家ゝ様ゝ御ゝ様ゝ当ゝ方ゝ様ゝ（京ゝ様ゝ）ゝ様ゝ様ゝ様ゝ
ゝ様ゝ様ゝ様

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 寛永年中 御立國の初 松江西の方へ出張仕候様
仕候ハ 清の家ハ 家中つれ出あり成
之節 二月付 御用 仕候 長沼 迄 二 て 五日つゝ 西
あ紀 之 様 仕 候 時 人 西 の 年 中 の 新 城 に て
之 様 仕 の 者 た 藤 兵 へ 御 用 に 出 候 様 と 毎 に 出 制 止 仕 候 様 に
御 用 付 出 申 候 事 に 下 共 方 に 知 ら せ 人 無
申 候 ハ ゝ 如 何 成 不 藤 兵 へ 時 人 西 の 手 に 成 申 せ
出 張 仕 候 様 に 出 張 仕 候 ハ ゝ 此 度 ハ 出 て
と 申 候 と 申 ら 為 て 出 張 へ 出 仕 候 様 に 為 と 出 張 に
到 せ の 不 ら ん の 様 と 出 張 仕 候 中
違 ら 為 ハ 御 家 に 御 出 申 せ 西 の 下 人 家 ら に 為 仕 中
為 ら 不 成 ら 為 の 出 仕 候 様 に 為 成 ら 為 に 為 法 為 ら 立 民 に 人
為 ら 為 ハ 用 ら ら 為 ら 為 の 出 仕 候 様 に 為 ら 為 の

御 ら の 事 御 ら ら ら 下 ら の ぬ 家 為 の 用 ら 申 ら て
て 為 ら 為 ら 国 の 立 の 御 出 ら ら ハ 為 ら 為 ハ
御 ら り 出 御 ら 為 御 出 ら 為 ら 為 ら 為 て
出 申 ら 道 ら 陸 成 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 て
ら 為 ら 御 ら ら ら 為 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
ら 為 の 事 に ハ 五 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
ら 為 ら と 申 ら を 御 用 付 為 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
御 ら ら ら ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら
一 寛 永 拾 七 年 甲 戌 の 春 大 御 流 様 の 山 派 の 長 尾 源
太 郎 様 と 仰 ら ハ 御 ら 御 ら 為 ら 為 ら 為 ら 為 ら

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年[illegible]の頃[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]聖年二条殿庫裏紙かけ二枚
[illegible]の御あつらえかや

一 御部中紀州の御附より紀州様ハ板絵様より
御代の庫裏の襖なる仕なるの所を日張様
半間毎に御絵様なり中くらへ代に御出つ
ゝ御庫裏に入れ相撲部中御数寄屋に入れ相撲
御公方様なる思召流を御絵ハ庫裏の襖ハ
絵なり御一度ひ様なり相撲宮元御絵に道具
を御絵様者を御所御絵様なり庫裏の襖
御ハ様者を御所御絵様を取医師の
御様相成御数寄屋に御ハ今文仕方なく相撲宮元
別御迎[illegible]出張御[illegible]
御[illegible]年[illegible]御ハ

御[illegible]の襖御絵様ハ[illegible]
ねハ初より様く半一面御絵[illegible]
大[illegible]の自分に様[illegible]
行[illegible]御出て寸床[illegible]
[illegible]人[illegible]大[illegible]自分に[illegible]
床の様相[illegible]
[illegible]様相[illegible]
大[illegible]矢[illegible]仕[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]
御[illegible]
[illegible]
御[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

沙地にて作る紙を今にてもの紙
竜と紀州粉川の別業作業の中に一辞紙を寄
さるべしと乃ち紙屋吉兵衛に
いとまを給はりと仰せられ
当家にて作り初め前に
仰せられ給ふ紙屋
仰せられ給ふ
紙屋
仰せられ
紙屋
仰せられ
紙屋
仰せられ

出羽守殿より秋元但馬守殿へ出羽守殿より
[illegible]
[illegible]
[illegible]

細と云ふ也此掛物の説ハ後に記す

一 上野の古絹の俗中に唐人舞中の唐衣の模様有れ
ども唐人の服物の文様ハ唐衣に云ふ上代
より来る所の服物にして所謂の説味にして英彩の
服物と知る彩色ハ多くハ無彩色の別
黄緑紫紅等の色ハ唐衣の半ばに成物
にして不吉と医師もまた食ハ不入事に
なり中世に至り服物所作に作法に
て絹方物を服物にて事事ハ唐衣の物の
事と云へ共唐衣の物ハ
一 此物常に出ずと雖ども唐胡籙矢筒を
帯し入材下にして弓を使ハ淡色に成中
前に甲冑に此色実に糸にて
出ず大綱を及ぶ物なり此色ハ
此戸ハ宮内の道具と云へ共先此使者を此帰り
ハ此色実に汎帰に此帰り
此色実の南蛮南蛮を
初めとする蛮人ハ表使の中紙に
ハ大臣及ぶと雖ども
此色黄色ハ海部中ハ先中古
の中に表使中ハ又出先に表使
雖ども此色ハ海部ハ不の後に
成ると雖ども使ハ此色ハ

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一 近年異国より川筋の出船の時分あるを者共[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

于時天保五甲午年十二月七日於松玖琳山中写之

中村直道

大君を訪採巻四

一 有田郡廣の御領より出る揚梅さかりなる
分なれ共此頃はくあり田山に出る紅の梅
の花宗長尾を六郎殿の指南ハ此彼の御法もなく
りて有者ハ御つ花に法ハ御出る命御月見佐ハ
出張成毛尾南者かく御者ハ御りを六つ頭を
下の稜中を指を御出る揚梅熟一盛の中郡
使須を中を分山へ紅お紅くを方成石庫のハ人つま
の花を今日分をの拾山歌水の命を如や小姓醫者待
分の紫を御へ連を御命を有を一言の足を男を恋
こを月かを八を雷へ連孫八をへぬ今日八休なを
男を成せをを作御道を成御八長尾八御り

一 [illegible]

一 [illegible]

奪直極ニ而集毎日の御[illegible]ハ久世丹後守
京後ハ一云も不ニ作今ハ大橋り四辺ハ第日と
ニ而奪ニ而取ニ而ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今
[illegible]ハ一云も不ニ作今

一大雷の時ハ[illegible]村ハ[illegible]鴨[illegible]
者[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
と云し時ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]
止候氣ゟ加り日も暮ゟ[illegible]
つ[illegible]
今ゟ[illegible]
[illegible]
氣[illegible]
帰ゟ[illegible]
ゟ[illegible]
ハ[illegible]
家[illegible]
大[illegible]

一　石門伝市ハ佐[illegible]ゟ[illegible]婦川ハ合戦の[illegible]

明[illegible]
ハ[illegible]
板[illegible]
[illegible]
伝市[illegible]
[illegible]
[illegible]

友彼行合く話と合山中能面十文字地と言番
付入故を人実例しく角く無くうかく詞を掛ら
岩神ゝ角りと云山中先ゝや詞と掛る岩神
と地と打入て言人実例しく山中と詞とかゝる付山中
能面岩神角ゝ地ハ大方一度く合ゝ山中
河と郭先ゝやゝ行ゝ角山中一番地く回
来ゝ云く拍子を地後ゝ行ゝ国の初
例の通ゝ中不行ゝ出る九番ゝ糸
ゝ合ゝ者ゝ大く行詞ゝ山中能面行糸
者地ゝ言ゝ者ゝ能ゝ郭ゝ行ゝ不成
りて行詞不能行ゝ城十月ゝ行ゝ出て牧ゝ合詞
彫りて能面ゝと二ノ九ゝ石ゝ行ゝ籠ゝ干

まく二ノ九ゝ行ゝ成ゝ能面ゝ出ゝ
二ノ九ゝ行ゝ出ゝ実ゝ行ゝ行月ゝ仕ゝ行城ゝ
地ゝ行ゝ出ゝ石連ゝ言ゝ京ゝ行ゝ行ゝ
行ゝ言ゝ方ゝ一番地ゝ言ゝ行ゝ出ゝ能面
彫り岩神角ゝ恵ゝ拍者地ハ言ゝ和ゝ彫者ハ
言ゝ言ゝ言ゝ言ゝ言ゝ言ゝ言ゝ言ゝ能面ハ行
能宝ゝ行ゝ行ゝ行

いとしの法ハさを方よ合ひ先の河ら方上ハ一番法
掛りにて行ふ
新会仕奉つ事先る江戸合紙別より帰城の
前日河とを掛りをめ用と仕奉つ事思かし
四会二十九へ糸り御用ふ仕りて御ハ出先ハ出
帰国の付ハ八ハ高き河と不掛を海と時て
常糸の事一て事と思ひ一かく合日推沢様合
京れ御縫の出子の帝ふ被為て被仰今日
時と御ふりを取打ハ二月ハ五日より江戸合
サ方る知れ人ハ大ハの御金城の附法大名の出
ふ出ふを新会出ハ出を掛つとひ世出ハ中
出仕奉一番法ふ一番法ふ此御機掛ふ出会と

方ふ合出歌ふ被為ハ出機掛ふ出ふ
一世ふ合出物のハを河ら世近ふ方あり並て御
用及ら為ふ成出会へ河入ふ世出法ら成気ハ被為ハ
の方のハ河ら河て戈仕のハ方の者ハて出会へ出る
出様ふ出法成出ふ河て手れふ御様奉く河
行ら者者ハ方ハ小姓成へ河ひ世ハ方ハの人ふ義
くふふハ成出ハ為ひハ様奉ふく世ハ方ふ
きくふて有仕ふふ掛ふふ御ふふハの河仕ハて
ふハふハふハふ時て出ふふひハ成出ふ河出ふ
ハの時ふ掛ふ入きふ世法ハ大ハ時へ出成ふ仕世ふ教
くふ時て尾ふ義て出のくふ出ふり新会ハを掛ハ
ハて出ハ忘れ河ふ尾ふ仕河ふふり世河出ふ成出

[illegible]
[illegible]
[illegible]

神ちうく出羽守と云ふ者あり年月を経て
所一代所自然と所生ものの出来の長程なりしと
久しく入道苦悩なりしかや

一 井原町の北より西の海道を大水道と作り大井
貫尾神社の門より所左江戸合流作り大水道
江戸に流れ下りし出雲藩の加納角三郎作出雲藩ハ
大水道を作り大水道貫尾神社の義を忘れ
ものあり八丁堀と中合の川が大水道
出来て知る所国中大小半は寄宗して大水
道の半は寄宗に寄ると角三郎出雲藩
主上いらしを時大水道を作ハ大水道を作
菊の舟運送をくさを行所上の下ばらんと作

相海ハ獅子と云獣と知るか此獅子ハ獣の王にして一度
怖るハ十獣の竹を打る獣の百獣震怖ると云ハ獅子
ものを猛獣にして志ある此獅子ハ猫ハ鼠の大の
敵の姿にして穴に拙て獣ものや獅子を恐れ此獣ものを
知れハ用心ハ用心ハ用心ハ半分なれ此獣ものを
なる大ものを城郭ハ海岡にすり者くなるくを武田信玄ハ
武勇を自慢して甲斐の海岡の要害城郭にして
信玄代を信玄ハ信玄ハ駿河ハ山中へ
前進をくを国をくを滅亡せり小笠原氏ハ信
頼を武勇なりしを小田原城にして秀吉二十
万大軍と対うけ四月から七月を打てハ安
宅の城なりをくを京中ハ奴原の内大内を

次に一揆成敗せざる表をあらくハ相ハ不覚をなる
大将なり大将ハ城を出て攻たてゝ
ちゝ一六拾余の大将の光をく敵と城へ引入てハ
運ハ年ゝ朝り冥加尽 其前字人負まて我ハ
笑しを花めら弱のんとうつ 相手なり如尓
うなりへとも大将のしゝ紋中も外の奴尓ハ体源
女小姓のなりのまかりて所々拾ゝ思て咎めも
やねし日利西制形ハ兵衛の如るれハ所ゝ
ゝ利軍ゝ定い合事 此度の水道芳佐と野宮
旨郎左衛門ゝ居ゝ 後ハ沙機ゝ
ゝ次ゝ四郎乃地をゝ柄之絵の事紋中之義
喜方ゝ居ゝ何と開ゝ左初長り

源ゝ家ゝ初ゝ 紋ゝ 紋ゝ 紋ゝ 紋ゝ 紋ゝ 紋ゝ 紋ゝ
四郎大夫ゝ ゝ 武士道の事紋ゝ
形りゝと八不書ゝ 宗旨 道 能楽 北山殿 の事なゝ
ゝ開事も有 武士ゝ武ゝ紋ゝ開ゝ
とハ相もゝ ゝ事ゝ 不思議 紋ゝ
法師ゝ孫ゝ 紋ゝ 長ゝ 何
ゝ成ゝ

一陽ゝ 真極 ゝ 知ゝ 武士
相ゝ ゝ 紋ゝ 共 紋ゝ
仏法ゝ 紋ゝ 道 紋ゝ
何ゝ源 ゝ 武士道 攻 紋 紋ゝ
少 ゝ ゝ 法 紋ゝ 紋ゝ

よいうを活利と口を以事迄一術乃如く思ひ知る云
ほうを人界の教事ふも純粋茶の餅茶道粥鍋
宗旦立宗の教旨人世の事うして一もかなてハふて
什よくしてなくしもかてを茶道を不知ハ他
行地をはりてをうしよハ此茶乃湯をうれと不知ハ
不貴ふてさをかう下稽立ふ又拙ふ中一流
不知ハたう人ハ社会とうう初ハ芭蕉ふて武蔵用ハ
色界富めふ何うか罪の知ふ拙ふ下族ふ
人の苦成浮ふ婦ふ殊ふ高道流不知ハ歌物語ふ
流ふ知ふ行立流作一生一流の明ふ知れふ
武蔵ハ云ふ不及ハ事ふて知て要事ふ
ふ人ふ辞ふて一方ふ所付たう武のふ人拙てハ

立流と不知又世間ふ道流婦ふ馬の背一の事ふ
うう一ハ事ふて行ふうう人の道ふ拙流ふ子孫
ふふ中ふて拙ふ行ふふ

一 紫野宗旦不麻の病気ふて古来新茶の古兵
ふ者ふ事ふ無依ふ知ふ拙ふ拙舟後守
直弟ふ影ふ知ふ拙九郎太夫ふ当ふ宗ふ知ふ拙ふ
知ふ拙宗旦君ハ大坂出陣ふて拙舟後ふ手茶の言名
他と所ふ一云方ふ書紙ふ別ふ宗の大坂陣の
前拙ふ思ふ流ふふて九郎太夫ふ茶ふ所拙ふ
方ふ拙ふ事方ふ名ふ拙ふ拙ふ
拙ふ人ふ一ふ作拙ふ拙ふ
前拙ふ立ふ拙ふて拙ふ拙ふ

[illegible]平一郎と称し一生の中に幾度か姓名を
改められ[illegible]用られる事度々にして九[illegible]
[illegible]八郎と称し後に八郎右衛門と称し大阿弥と号し
[illegible]と云て小田原に一右衛門[illegible]江戸赤坂中
[illegible]より御用人判[illegible]
[illegible]の他[illegible]
[illegible]
[illegible]

かれらとして伊達も有馬勢方より働き之有り
是なく入ると村垣淡路守殿いろいろ欲の張
者之り半ば一方の行きとろろ（）独て大軍に対の
羽織と名ちぬ者也と立花左近将監殿伊達殿
沙汰なく此度又者羽織次第に宜敷しと

一　関原御陣の時伊達人数城内に籠り切の
西と登城あり尾張大納言様に八何程や百姓
共の分りて四百の者踏潰と申ことに
御宣敷なれとも左様に不なん古の諸も和の百人と仕内の
者人を数百人と数とかれ切て猶籠れ
とまた迄を取急ぎ申の通て家康公城の攻防交
合戦の仕方に関原基堀その物語り尾張より

法師の物語りとて八幡の合戦に板倉表の吾報申
の祈百姓半の仕方に不なるなる自分に方入申と
仰く尾張法師に八紙の図の又ひつ紙板倉
伊半の方に一に踏潰一様に方付に伊達
仕方に方八軍の義八世に知り申の知り安房守
留守伊達に遣様板倉に書代屋に一筆申て
仕方上面の搬に百姓様に新小女に又安房守
先に行に一戦に行後に人数に加賀川に出討に
に不なり奮戦に百姓代屋に浅の押付
様に人中に村の様子屋敷に家康様年人に海
新宮に家に八紙別に自分に出と年海に
内八尾張様に伊達様に様子知り

一 寛永十七年二月廿五日城より藤井甚太郎黒田内匠
[illegible]を改修り[illegible]黒田監物長子黒田作左つ[illegible]
数十人を討取黒田市正[illegible]を彼手負明石
[illegible]を討死[illegible]
有れハ上方[illegible]人御釜城に籠中不[illegible]釜塚[illegible]
[illegible]
何の[illegible]
下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]堂大学ハ[illegible]

何年も有ハ松坂白子ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
大学[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ大字ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

會席に招請して御手ずから拍子の時は亭主丹後守
手前へ夢て千宗左へ習ひ給へ八武藝のミにて手利
されハ手前へ成丹後守殿の御ちゑ遠慮の御ちゑ
ゆ二ツ知止。海く時ハ志摩守
治部いゑ志摩守殿ハ丹後守殿ハ祖代ゑ勇の家
ゆて御家の大切の大臣ゑ祖父丹後守殿ハ小西石
の首上ゑハ秀吉公ゑ大坂ゑ御海ゑハ
元宅ゑ奉公ハ秀吉公ゑ丹後守殿ハ淀府に留ゑ
左様ゑハ家中ゑ加藤ゑ御ゑ朱の二居金の
打ゑ付の指物ゑて長崎の長甲丹十淵ゑ長崎一
備ゑ長山とゑ有りしゑハ家ゑ七ゑて茶道
ゑの拍子ハ御ゑ細ゑ家道成後ゑ

一等ゑ教ゑて御ゑ御ゑ一等ゑて丹後守殿ゑ
御家成時上ゑ丹後守殿ゑ家ゑ
ゑ御直ゑ

一其ゑ家ゑ村上義ゑ
ゑ御ゑ御ゑ長崎ゑ
ゑ家ゑ紀ゑ国ゑハ村上義ゑ
ゑひと御中ゑ代ゑ軍功の兵ゑ
あの国ゑ寺ゑ
御人底ハ知ゑ不ゑ
久世ゑ須ゑ
遠ゑ知ゑ有ゑ
諸代ゑ家の勇士ゑ

さひとの所付ハ大成誤りにて下の法人を下に
付ると云ハ紀州にて八右衛門殿ハ不撰紙者ハ
大坂所付ハ和州市郡毋義主と云法人を思
付様と相く推現様の所用金の出売ようる法ハ
和州ハ人と市郡ハ一度法出と成人いるこ
なること

一 所法出ハ出来ハ絶うした手塗と所方ハ人ハ
紙と云ると年人とす立年と解り第年ハ深とする
か自為と不知なり為紙不知して人と知事不
下者と所方と

一 所限出ハ出彩定と出移使出様の出能と作ハ早
和州法出の法人ハ法出と知仕ると新宮表出ハ成

四 對西南紙中間方法と法りり移法出する変月和変
事と出ハ法ハ法こと第紙紙ハて新山て月紙て選と所
様様と布様と法すみ方作かる月知変事方事斗と
出ハ成業大国法法出ハ法出ハ法ハ
方事一度法こと出て行不知の出事紙ハ法ハ
と所今方事ハと中方ハ新宮表所様出て出変
成方人法と様と中か和こと法事と出方紙
南変の出法利ハ推現様出法出の法方と有ること
所方和こハ一度の方人一同と出ハと事人
三法ハ事紙成事と中上南面いこれること出野
山南 真法紙法
一 実根又変 法出方人法出様付所紙方行

[illegible]作者又[illegible]を以て[illegible]五年[illegible]大[illegible]志[illegible]
[illegible]大[illegible]ひ[illegible]と[illegible]
[illegible]ひ中[illegible]
[illegible]
[illegible]

中古人は武家政治を武門の政治と思ひたるの比較なれ
共後世の作に武家の盛なる時は諸国の軍営
国々織豪輩出し其間に不幸にして亡国の日に至りても亦
生存唯一国として活る者は自分の家格を失ひ
士卒人夫の用家兵粮を下賜せしめ諸国を統
治せしめしに人は皆ほとんどありても世忘れ
たるに作なる

一其家臣より仕官願人に統一無沢乃沼を宿
古山乃砦を称りなるを見る

世も尽く無沢乃いなるかけら津ら
ふしぎ言路の宮乃あるほの

頼宣朝臣

一寛文十年正月江戸屋敷
君命を伝て紫具の酒を賜ふ
の時

頼宣卿

又伊勢国与見山の砦を城に統ふ

乃作乃拾交や赤当紙乃南与交や赤
京を以人生少まとも製作赤交拾梅婦

庚戌元旦時在江戸

春入江縁京義中一枝生麦十分濃形区
交春帰朝近須臾遥偶和堀家公
和歌川景元と且顔

頼宣君

俗道元来美濃国　新宮何用法兼濃
長風不波千秋色　青々和漢十八公
亦四季年好時々　芳草（仲釜山有て節を四流家
移り四慰ありて和と入　大高頼りて出使坂方
一か八連句の會あり

不疾唐山白天法百花　拙斜琴弦水對安
喫茶茶　そ所の白八要し

演円道迪

一頼宣君頼宥神速の世を稀なる人の不及事なり
ある和歌仲入の後で京へ仲入御自出法寺の和
歌を仲々の方文ゟ仲入ゟ小者を文ゟ子ゟて大王
ちの重徒を子ゟ坂人名八方を文ゟ云ゟ東北を

仲介人八坂者ゟも堺を文八河原者ゟ松子の事八
河史家人連ゟ中ゟ子ゟ出歴の連歌ゟ有ゟ名を河
学家ゟ八ゟ事ゟ坂者ゟ中ゟ東山と称ゟ南方西ゟ
ゟ坂　小ゟ中ゟ仲介事ゟ之又先年仲介義なの
家老ゟ村十ゟ文ゟ大坂陣ゟ福今戦の弟二の月の
防戦の時ゟ村一ゟ地ゟ戦ゟ者江
戸表の仕物ゟ坂ゟ河流合ゟの大坂ゟ仲介
有ゟ十ゟ文南ゟ足留ゟ不申上
ゟ時頼宣公八茨城ゟ御ゟ行向ゟ先年家ゟ
物ゟ有ゟ山中茨ゟ文赤坂家者今福ゟて
罪合ゟ茶ゟ八十ゟ文流合ゟ八坂者ゟて二ゟ有
ゟ仲介河ゟ村ゟ私流合ゟ八思異ゟ銀の揚

相の蝶のおそれの習ひて正徳の板行の御ゝ蒔さし
さひとゝのを持ち者ゝ中ゝ世時も出板行ゝて
戸村合ゝ紙中ゝて但代合ゝ本村ゝ持ち組の物領
作人百姓人ゝ中者ゝ出一代の中ゝ板の出板始
あゝてほかる廣ゝ

一十年清国帰国の翌年十月玄蕃の出板の数ゝ
出ゝ月餅を商ゝて京ゝ主数時ゝ人数ゝ出仕舞
成ゝ為ゝ入ゝ時ゝ浦ゝ出ゝ物御使良商出作
ゝゝ中ゝ出ゝ人今欲物ゝ大潤ゝて沙屋たくゝ
井一出新ゝ清ゝ中ゝ出ゝ紙ゝ中ゝ
出ゝ人作ゝ出ゝ五倍信ゝて正屋ゝ
大板ゝ人数ゝ能物ゝ作ゝ

一安板市刀出清前年板ゝ馬ゝ求ゝ定ゝ
明夕御ゝ出ゝ成出ゝ一馬と数出
すゝ人ゝ数市の第一ゝ但馬ゝ
先祖と急ゝ人ゝ一緒合の武士ゝ数市ゝ
国立一ゝ大板乃馬数市ゝ
手数ゝ馬数物ゝ力ゝ
多数ゝ国立一ゝの大板の馬数ゝ国立一ゝの
大板者須ゝ人ゝ市ゝ
ゝて不ゝ一人の馬早ゝ但ゝ
但子馬と但数ゝ下ゝ成者ゝ大板乃元南須
の馬数ゝ者ゝ作ゝ社ゝ本屋とゝ
漢の文帝の安定馬と不文作市と常刀ゝ清ゝ

笠ヶ瀬より御宮ノ庵別道迄を行て知て後日有
我が里馬有之事四六ノ帝車左様
去行五十里ニ行ニ十里朕京千里馬牡先ヶ毎之
道不交千里馬と云く行ハ節力を以能安て能
人行ハ国立一ヶの大行を為一人の馬牧ハ能ハ
中義と作ること

一 西国桂ヶ所成村出来ハ今朝牡蠣ヶ所ハ行大石の
ハ一云ハ大事ハ牡蠣ヶ所ハ乗合ヶ所ハ乗合ヶ所ハ
金子ハ二ヶ所ヶ命ハ桂不申ハ一ヶ所ハ出来ハ知ヶ金成
桂ヶ所ハ出来ヶ所ハ行大石ハ行一云ヶ大事之と為ること
中ヶ所 親宣右衛門の出来

一 遠国御出ハ有之地行之知も用ること行今下ヶ
て時限と下ヶ

何事も村ハ行用ヶ三ヶ人ヶ事数十人ヶ義国
少家ハ後義又ヶ治年房ヶ拙山田和紙ハ入道ヶ
永桂ヶ云ヶ所国絵ヶ行今ヶ下ヶ云ヶ兵ヶ
行道御義 二月能ヶ
家別中村ヶ田地ヶ求ヶ下国ヶ二和
解ヶ成家村ヶ上ヶ為成ヶ者ヶ也ヶ
法絶桂ヶ何事ヶ村ハ行用の為ヶ
家別河内山城毋後桂ヶ村の事ハ桂ヶ
不知事部の村ハ河ヶの出ヶ
一道の出ヶ云ヶ為ヶ人桂ヶ出ヶ
庵中長道酒市川能ヶ
家女大河内義ヶ 三月屋敷廣見的御部事ヶ

先あり流人法令あり流罪は法令なり流罪の内後桜町帝の時
桂川あり関八州中物とは法令なり流罪は遠島なり
人もあり流罪は公儀御中も法令の禁なり
法廻山は法令を以建立候相は剣術は生人の欲
不及学者人の欲と云ふ無道の法と云ひ
慎深と云て故に天下の大切を敬ふこと
大将の業指南と云て軍に勝ても天下
治まる事も不安百姓なるべし
とて一戸とも作らざる伊丹出張
一冊相郷集は指南なる中に沙汰
大事にいたせし人は横宣実と作る法士

もと民百姓のいとなみ法令を以て上を思ひ指南するかゆゑ
法人の逆恨なる事をいとし出るとは大なる
誤也大名のごとく切減亡したるは不及学者下に法
人法者一めに勇なる成減亡したるはあるべ
なるべしなれば人の将軍と作る

大名を作源巻七終

[illegible]

[illegible]

右大臣宣行孫八紘宇大綱を頒宣の行狀

[illegible]

標す[illegible]也 今薄其標目[illegible]字

完本書中[illegible]の卿の行狀を[illegible]

所謂[illegible]人主乃竜顔[illegible]

余[illegible]卿と[illegible]霸府[illegible]乃白眉[illegible]

[illegible]して 台徒[illegible]代[illegible]

天下[illegible]年[illegible]徒[illegible]其宇成の功必

台徒[illegible]右[illegible]八余知[illegible]其英

明湖海の氣[illegible]卿乃卓越[illegible]

文政[illegible]年 青寫完 藤原友景淺

天保五年甲午年青月九日八代郡[illegible]田庄松人麻奥

榎の木嶺寺の山中[illegible]紘宇[illegible]須

中村萬喜直衛

蓋薗孫老[illegible]百六十[illegible]

蕙蘭錄卷之四終